

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

| | |
|-----------------|---|
| 会 議 名 | 平成26年度第1回高松市介護保険制度運営協議会 |
| 開 催 日 時 | 平成26年8月7日（木） 午後2時～午後4時00分 |
| 開 催 場 所 | 四番丁スクエア1階 会議室 |
| 議 題 | (1) 会長の選任について (2) 地域密着型サービス事業者の指定等について (3) 第6期介護保険事業計画について (4) 地域包括支援センターの運営について (5) 地域ケア会議について |
| 公開の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 上 記 理 由 | |
| 出席委員 | 19人 |
| | 井上委員、氏部委員、梅村委員、鎌倉委員、喜田委員、木村委員、後藤委員、近藤委員、諏訪委員、辻委員、徳増委員、中村 ^{明美} 委員、中村 ^{照江} 委員、早馬委員、藤目委員、古川委員、虫本委員、森岡委員、山下委員 |
| 傍 聴 者 | 0人 |
| 担 当 課 及 び 連 絡 先 | 介護保険課 839-2326 地域包括支援センター 839-2811 |

協議経過及び協議結果

1 健福祉局長挨拶

2 議長選出

本協議会設置要綱第6条に基づき、山下会長が議長を務める。

3 議事進行

議長が会議の議事録の署名人を指名し、承認を得る。

議事録の概要を市のホームページで公開することについて、承認を得る。

－ 以 後 審 議 －

議題 (1) 会長の選任について

委員から会長には山下委員をという発言があり、承認を得る。

高松市介護保険制度運営協議会設置要綱第6条の規定に基づき、会長が議事を進行し、第5条第3項に基づき、会長が虫本委員を職務代理に指名し、承認を得る。

議事録の概要を市のホームページで公開することについて、承認を得る。

議事録の確認として署名人2名を指名し、承認を得る。

議題 (2) 地域密着型サービス事業者の指定等について

資料1に基づき、事務局から説明し、了承を得た。

議題 (3) 第6期介護保険事業計画について

資料2に基づき、事務局から説明した。

(A委員) 介護保険制度が大きく変化していく中で、地域包括ケアシステムを高松市で本格的に実施するためには、市民に対する周知徹底が必要だと考えます。また、地域包括ケアシステムや認知症ケアパスの確立には、「まちづくり」という観点が欠かせません。地域政策と高齢者支援政策について市の内部でも連携を図って進めていくことが必要なのではないのでしょうか。

(事務局) 地域包括ケアシステムの構築は、容易にできると思っておられません。

人材の育成等の課題や問題もあり、地域住民の皆様の協力なしには実現できません。具体的な方法をお示しすることは難しいのですが、行政としては、2025年までに地域包括ケアシステムが機能するよう、できることから着実に進めてまいりたいと思っております。

(A委員) 地域包括ケアシステムがどのようなものなのか、地域の人たちが理解するために必要なことは、各地域によって違い、課題も異なるはずですが、そうした課題を行政が把握し、各地域の課題に合った対応をしていく必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ、地域包括ケアシステムはうまく機能しないのではないのでしょうか。

(事務局) 今年度から、長寿福祉課が実施している「高齢者の居場所づくり」を通して、地域の組織づくりを行っているところでございます。

(事務局) この後、包括支援センターから、地域包括ケアシステムの実現について説明させていただきますが、その中で地域の課題を把握していく仕組を取り入れております。また、市政出前ふれあいトークを実施し、長寿福祉課、介護保険課、包括支援センターの取組等について、市民の皆様にご説明させていただく機会を設けております。

「高齢者の居場所づくり」については、85か所の設置が予定されております。

「高齢者の居場所づくり」として設置された場に、職員が出向いて市民の皆様にご説明させていただく機会を設けていきたいと考えております。

(議長) 議論の内容が、議題4及び議題5の内容を含んでいるように思います。この後の議題4及び議題5の説明を聞いてから、再度議論しましょう。

その他の質問はございませんでしょうか。それでは、議題3については、事務手続きを進めてください。

議題 (4) 地域包括支援センターの運営について

資料3に基づき、事務局から説明を行った。

(A委員) 認知症には生活習慣病が関連しているというような報道もあります。認知症の予防に早い段階で取り組む必要が高まってきていると思います。しかし、認知症予防事業に行政が積極的に取り組んだとしても、それに参加するか否かは市民一人ひとりの意識、判断によるものであります。市の限られた財源の中で、どの程度まで行政が事業を展開すべきかについて考える時期にきているのではないのでしょうか。そうであるならば、これまでと同じような取組を続けていくのではなく、若い時から生活習慣病や認知症の予防についての理解を深められるような教育を行い、早期か

ら認知症予防に取り組むよう啓発を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

(B委員) 具体的に言うと、小学生や中学生のころから、認知症予防対策の知識を持つようにしていきなさいということですね。

(A委員) そうです。高齢者に呼びかけても、参加や理解を得られないことの方が多いと思います。ですから、若いときからそうした教育を行う方が効果があるのではないかと思います。

(B委員) それをどこまで提言にできるかは別ですが、そのとおりだと思います。極論を言えば、失礼な言い方になってしまいますが、疾病は自己責任であり、自己がどこまで疾病を制御するか、そしてそれをどこまで行政が助けるべきなのかとお考えなのですよね。ただ、認知症のことを小学校で教えることができるのかは、分かりませんが。

(A委員) 例えばですが、近くの介護施設の方にお話を聞くと、介護施設に隣接する小学校の児童が施設を見学を訪れることがあり、そうすると高齢者の元気が出るだけでなく、子どもたちも認知症がどういうものなのかを目の当たりにし、認知症への理解が深まるようです。

(事務局) 認知症の早期対応についても、進めていかななくてはならないことだと考えております。このことについては、国が認知症対策の推進計画を立てておりますので、それに則って高松市でも対策を進めてまいりたいと思います。

(議長) 他に何か意見はございますか。

(C委員) 地域包括支援センターの運営状況を聞くと、利用実績が年々増えていっているようですが、人員は足りているのでしょうか。

(事務局) 地域包括支援センターは、現在、総勢101名で1センター、7サブセンターを運営しております。専門職としては、保健師、社会福祉士、介護支援専門員の3職種が一番多くなっております。決して充実している状況ではございませんが、高齢者人口の伸びと地域包括支援センターの人員配置を定める条例に則って専門職の配置を適正に行ってまいりたいと存じます。

(C委員) 現場の声を吸い上げて、実際に手が足りているのかを把握しなければ、どこかでオーバーワークになってしまうことが懸念されます。過去3年間の運営状況をみると、人員配置は現状維持のままになっています。

(事務局) 地域包括支援センターが設置された平成18年度と比較すると、約2倍の人員を配置しております。

(A委員) 地域包括支援センター中央に行くと、活気があります。各サブセンターでも同じように活気のある環境を作っていってほしいなと思います。また、できれば高齢者福祉施設に地域包括支援センターの職員のような人材を配置して、より地域に根差していただきたいと思います。

(議長) 他に質問はございませんか。

(D委員) 先ほど、認知症サポーター養成講座の説明がありましたが、小・中・高・大学生向けの内容について教えてください。

(事務局) 認知症サポーター養成講座についてでございますが、資料4の1の3ページを御覧ください。認知症サポーター養成講座は、地域の人が直接的に何かを行うのでは

なく、認知症について正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を偏見なく見守って支援していけるように、国が作成したDVDや地域包括支援センターが独自に作成したパワーポイント等を使って1時間程の講座を行うものです。出前講座も実施しておりますので、用命がございましたら、お声掛けいただければと思います。

(議 長) 他に何か質問はございませんか。

(E 委員) 地域包括支援センターについてですが、私は助けていただいたことがあります。民生委員と一緒に、困ったときは包括支援センターに行こうと、話しております。認知症が進んでいくと、地域で支えていくためには、周囲が皆一生懸命になっても限界がきます。そのような困った場面で、地域包括支援センターの保健師の方に助けていただいたことがありました。その後も見守りや声掛けをしてくださり、在宅での生活を続けることができます。地域には、地域包括支援センターを利用すべき状況であってもなかなか利用に結びつかない人もいます。言葉は悪いかも知れませんが、地域包括支援センターを利用しないのは損だということを、市民にもっと知ってほしいと常々思っております。

(議 長) ありがとうございます。

それ以外のことで質問はございませんか。

(議 長) 特にないようですので、議題4について、事務局は手続きを進めてください。

議題 (5) 地域ケア会議について

資料4に基づき、事務局から説明を行った。

(議 長) 議題5の説明がありました。何か質問はございますでしょうか。

(議 長) 特にないようですので、先ほどの事務局からの説明において、個別事例の検討の結果、そこらいくつかの地域の課題が見出されています。その中で、認知症高齢者を支援する取組についての報告がありましたが、それぞれのお立場で、見守り支援につきまして、取り組めることについて、意見はございますでしょうか。

(F 委員) 直接関係ないことかもしれませんが、この種のような事業を行うに当たって、行政は一定の予算を付けていろいろなアイデアを出してきます。しかし、ボランティアや地域コミュニティ協議会に頼るような政策があまりにも多いと感じています。また、行政は連携していない他の課が何をやっているのかわからないので、個別の事情で依頼してきます。今は、行政がすべて計画を立てており、計画を実行していないのはボランティアや地域コミュニティだといわんばかりです。行政が良い案を出しても、ついていけないのが現状なので、無理なくボランティア等の活動が実施できるようになればと思っております。

(議 長) そういったお話はしばしば耳にいたしますね。ボランティアが継続するような最低限のことはしてもらいたいということですよ。

(A 委員) 自治基本条例の策定の際にも、そういったお話が出ました。F委員のおっしゃることはよくわかります。しかし、行政のみでそうした事業を実行していくのは非常に難しいことでもあります。地域の方は御苦労が多いと思いますが、自分のため、ひいては次世代のためにも実行していかなければならないことだと思います。

地域コミュニティ協議会が設立されていますが、市から予算はいくらか付いてい

るはずで、その予算は地域住民のためのものであるという意識を、住民皆に持っていただいて、何か事業を実行する際には、地域のリーダーだけでなく地域住民全員で行うようにならなくてはならないと思います。

(F 委員) 誤解のないようにしたいのですが、市と地域コミュニティ協議会は全く別の組織です。市と地域コミュニティ協議会との協定に基づいて、協働で行える事業があれば市からの事業を受託することになっております。それ以外で予算が市から付いているというわけではありません。また、政策や事業に反対しているというわけではございません。一緒に事業を行うときに、何かもっと工夫できないかと思うわけです。

(A 委員) どの地域コミュニティにおいても、市の各課が行う色々な事業に基づく取組が集中するので大変だと思います。高松市内の44コミュニティ間で取組における格差がないようにしなければならないと思います。

(議 長) 他に意見はございますか。

(G 委員) 人口減少に伴い高齢化が深刻化しておりますが、地域で認知症の高齢者を支えるプロジェクトチームを立ち上げたのは香西地区だけなのですか。

(事務局) 地域包括支援センターで把握しているのは、香西地区のみでございます。

(G 委員) そうですか。私も、地域の人たちが自主的に支え合うことが必要だと思っております。

県の福祉センターで長寿大学が行われています。その参加希望者は非常に多いです。しかし、受講した後に一体何をしているのかが疑問なのです。長寿大学に参加する機会を得た人から聞いた話ですが、参加者はボランティアの経験等はなく退職後に自分のための時間を作るために受講することが多いようです。これから先、元気な高齢者が増えてくると思います。能力を持った方はたくさんいるはずですから、そうした方たちが地域において、いかに支えて知恵をだしてくれるようにするかが、今後の課題になると思います。

(議 長) 他に意見はございますか。

(C 委員) NHK等で、施設で保護されたまま身元が分からなかった高齢者について報道されておりました。探す側だけでなく、保護した側からの情報発信の重要性が明らかになったと思います。大都市だけでなく地方都市にも必要性があるのか否か、また、高松市の徘徊高齢者保護ネットワークの守備範囲を教えてくださいたいのですが。

(事務局) 守備範囲は高松市内に限られておりますので、今後、ネットワークを広げていくことも検討する必要があるかもしれないと思っております。

(事務局) 報道の後、各県からいくつか照会がございました。徘徊高齢者支援ネットワークのスキルの一部を使っての確認作業を行うことができました。また、高松市においては身元の分からない方を施設で保護している事例はございませんでした。

(議 長) 時間の都合もございますので、意見は以上ということで、議題5については、手続きを進めてください。

さて、まとめとして、全体の説明を踏まえ、A委員から何か意見はございますか。

(A 委員) 市民と行政が協働する、つまり、行政にやらされるのではなく、ともに汗をかく必要があると思います。私も長寿大学を今年卒業しましたが、その後、継続してボ

ランティア養成講座に出向く等の活動をしていくのは、難しいこともあります。また、長寿大学にしても女性は活動的ですが、やはり男性の元気がないと感じます。

(議 長) 男性は地域とのつながりが希薄だからでしょうか。

(E 委員) A 委員にお聞きしたいのですが、長寿大学に行って学んだことを地域に持ち帰って行動して活かしていますか。

(A 委員) はい、しています。

(E 委員) いつも思うのですが、老人大学でも長寿大学であっても、受講希望者はたくさんいます。しかし、卒業後、その人たちが少しでも地域のために何かするということはほとんどないのではないのでしょうか。地域のためにという意識が欠けていると思います。元気な老人は全体の 8 割いるにも関わらずです。自分も外に出られなくなる時が来るはずなので、今、元気なうちに地域のために活動する老人が多い地域にしたいと思っておりますが、元気な老人を動かすのは本当に難しいのです。

(C 委員) 最後に 1 つよろしいでしょうか。地域包括ケア会議の構成委員や、今回の介護保険制度運営協議会のメンバーを見て、社会福祉法人が含まれていません。社会福祉法人は、地域の社会福祉を担い、地域の公益事業を率先して行う団体です。現在、社会福祉法人のあり方検討が行われ、地域貢献が盛んに言われている中で、地域包括ケア会議やこうした会議の場に社会福祉法人を含めていないのが疑問です。社会福祉法人の経営者会議では、地域貢献として何ができるのか模索しています。社会福祉法人は、まさにここで話し合われていることの中核を担う団体ではないかと思えます。また、今後の参考にしていただければと思います。

(議 長) よろしいでしょうか。これをもちまして、平成 26 年度第 1 回高松市介護保険制度運営協議会を終了させていただきます。

皆様、たくさんの意見をいただきありがとうございました。